

社団法人日本ボート協会の普及と強化

- 公益法人制度改革の視点から -

Spread and strengthening activities of JapanRowing Association:

From a viewpoint of public service corporation system reform

1K06B228

指導教員 主査 作野誠一先生

山崎 聡

副査 武藤泰明先生

【緒言】

明治 31(1898)年に民法が制定されて以来、ほぼ改正が行われてこなかった社団法人制度、財団法人制度が平成 20(2008)年 12 月から大きく変化した。平成 18(2006)年 3 月に公益法人制度改革関連 3 法案が閣議決定され、同年 5 月に第 164 回通常国会において法案が成立した。制度施行に伴い、現行の公益法人は施行から 5 年以内の平成 25 年(2013)年 11 月 30 日までに一般社団・財団法人、または公益社団・財団法人への移行申請を行い、移行手続きを終了させなければ解散になってしまう。社団法人日本ボート協会(JARA: Japan Rowing Association)も制度改革に伴い、一般法人化もしくは公益法人化への選択を迫られている。JARA は、税制上優遇が得られ、社会的信頼性のある公益法人化に向けて準備を始めた。今回の制度改革は、既存の公益法人にとって、事業改革の大きなチャンスでもある。

しかし国内におけるボート競技の現状は深刻である。平成 20(2008)年度の記録によれば、平成 4(1992)年の選手登録数は 14,455 人であったが、平成 20(2008)年では 8,753 人と減少し、その減少率は 39.4%である。公益法人制度改革に伴った事業改革で、今後ボート競技が我が国においていかに「普及」と「強化」の目的を果たし、スポーツ振興に取り組んでいけば良いのか。本研究では、公益法人制度改革の概要、JARA の現状を把握するとともに、公益法人制度改革に伴い今後 JARA が行う事業の在り方を考えたい。

【研究方法】

公益法人制度改革の概要を把握するため、主に文献及びウェブによる情報収集を行い、その全貌と公益認定の基準を理解する。その上で、JARA の関係者にインタビュー調査を行い、公益法人化に向けた協会の動き、協会が抱えている問題を把握し、公益認定を受けるために協会が取り組んでいくべき事業について考察する。また競技現場調査として、ボート競技を中心とする 3 つの総合型地域スポーツクラブ(NPO 法人瀬田漕艇倶楽部 NPO 法人 JINZU SPORTS CLUB、NPO 法人 WASEDA CLUB)の各代表者を対象とした質問調査を行い、地方競技団体の活動、ボート競技の普及活動の現状等について明らかにする。

【結果と考察】

JARA の事業は公益認定法別表で定める「教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」であり、公益目的事業のチェックポイントについての 17 項目の「競技会」に該当する事業を行っているため、公益性のある事業を行っていると言える。インタビュー調査で明らかになったのは、協会の競技人口の減少と財政の不安定である。しかし、事業活動支出合計の約 40%は強化費に充てられているが、普及に関しては 1%未満であった。質問調査を行ったクラブの代表者からも指導者不足や強化選手の財政的支援等、現場での問題が挙げられた。JARA は競技人口の低下という問題に対して、普及事業を行うべきで

ある。渡邊・永田(2009)の言うように、ボート競技は国内では競技スポーツを重視してきたが、普及活動を通して生涯スポーツの視点から競技者を増やすということが課題である。地方競技団体との結びつきを強め、中央集権部分と分権的部分を併用することで有効な事業展開を行うことが求められる。

しかし、財源が不安定な現在では、地方への助成や施設整備は不可能であると思われる。事業仕分けによるスポーツ強化費が縮減され、「スポーツ＝公益」の判断すら危うい中でも、財源を確保することが急務であろう。